

斐川下水道事務所を統合します。

3月31日をもって斐川下水道事務所を廃止し、4月1日から平田上下水道事務所と斐川下水道事務所を統合し、「東部上下水道事務所」（現平田上下水道事務所庁舎）とします。斐川・平田地域の下水道に関する申請書は東部上下水道事務所へ提出してください。

おたずね / 下水道管理課 ☎21-2226

ごみの
出し方が
変わります

4月1日からスプレー缶・カセットボンベの 穴あけが不要になります。



これまでどおり、破碎ごみの指定袋(黄色)に入れて出してください。

必ず中身を使い切ってください。

(中身が残っていると収集車やごみ処理施設の火災の原因になります。)



穴あけは不要になります。

おたずね / 環境施設課 ☎21-6988

違反対象物の公表制度が始まります。

市民の皆さんの安全・
安心のために！

出雲市消防本部のホームページ及び
消防署・分署に備えた書面により公表します



危険性を
確認しま
しょう

**4月1日
運用開始**

違反対象物の公表制度とは…

安全に建物を利用いただくため、重大な消防法令違反がある建物を公表する制度です。

おたずね / 予防課 ☎21-6921

出雲消防 公表制度

検索

